

## 平成22年度 第3回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成22年5月28日（金）午前10時02分～11時48分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長 曾 我 紀 厚  
委員 高 橋 敬 一  
委員 佐 蔵 絢 子

#### 【事務局職員】

事務局長 西 山 秀 雄 次 長 加賀田 啓  
任用課長 西 尾 孝 之 給与課長 稲 田 将  
副主幹 懸 樋 順 一 副主幹 新 高 謙 一  
副主幹 川 口 豊 長

【傍聴者】 なし

### 4 議 題

議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

#### 協議等事項

- 1) 人物試験の見直しについて
- 2) 全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について
- 3) 人事委員会の報告事項等の取扱いについて
- 4) 職員団体からの要求に対する回答方針案協議について

### 5 議事の公開・非公開

協議等事項を非公開とした。

### 6 議 事

#### (1) 議案第1号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

- ① 改正する規則及び通知の名称  
【規則[改正]】

- ・職員の育児休業等に関する規則
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

【通知[改正]】

- ・育児休業等制度の運用について
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

② 概要

(1) 育児休業関係

- ア 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができることとされたことに伴う所要の規定の整備
- イ 施行日（平成22年6月30日）以後に育児休業等を開始（又はその期間を延長）しようとする場合、請求書等の様式は改正後のものを用いるものとする。

<関係する規則・通知>

- ・職員の育児休業等に関する規則
- ・育児休業等制度の運用について

(2) 時間外勤務の制限（免除）の新設

- ア 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限の承認を請求する手続に係る規定を設ける。
- イ 施行日 平成22年6月30日

(3) 特別休暇制度の改正

ア 子の看護休暇の改正

(ア) 取得要件の拡大

【改正前】 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話

【改正後】 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせること）

※予防接種・健康診断については、法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものも対象

(イ) 取得日数の拡大

【改正前】 一の年において5日の範囲内の期間

【改正後】 一の年において5日（養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(ウ) その他

改正前の子の看護休暇は、改正後の子の看護休暇として使用されたものとみなす。

イ 短期介護休暇の新設

(ア) 要介護者の範囲等

【対象者】 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（配偶者、父母、子、配偶者の父母等）の介護その他の世話を行う職員

【介護等の範囲】

①要介護者の介護

②要介護者の必要な世話（通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な  
手続代行等）

(イ) 取得日数

1の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）

年の途中で対象となる要介護者の人数に変更があった場合は、その休暇の際の要介護者の  
人数で判断

(ウ) 休暇の単位

1日又は1時間

アとイのいずれも施行日は平成22年6月30日

< (2) 及び (3) に関する規則・通知 >

- ・職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

(4) 特殊勤務手当関係

ア 支給方法の特例の適用となる特殊勤務手当の範囲について所要の規定の整備を行う。

イ 施行期日は公布の日とする。

< 関係する規則 >

- ・職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(2) 協議等事項

- ア 人物試験の見直しについて
- イ 全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について
- ウ 人事委員会の報告事項等の取扱いについて
- エ 職員団体からの要求に対する回答方針案協議について

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成22年6月7日（月）午前10時00分から開催することとした。